

青森県報

第二千八百三十六号

平成十九年
九月二十五日
(火曜日)

目次

告 示

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……一

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経 営 支 援 課) ……一

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(同) ……二

右 同……………(同) ……三

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(東 青 地 区 民 局) ……五

土地改良区の役員の就任……………(東 青 地 区 民 局) ……五

土地改良区の定款変更の認可……………(三 八 地 区 民 局) ……六

土地改良事業の工事の完了……………(同) ……六

右 同……………(同) ……六

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(警 務 課) ……八

告 示

青森県告示第六百七十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

あおもり信用金庫旭町支店

青森市旭町一丁目

及び

あおもり信用金庫小柳支店

青森市小柳六丁目

を削る。

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

外	(仮称)カブ・大野店 青森市大字大野字前田七三の四	平成 一六・三・七
外	カブ・大野店 青森市大字大野字前田七三の四	

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

紅屋商事株式会社

青森市新町二丁目五の八

代表取締役 秦勝重

四 届出年月日

平成十九年九月十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年九月二十五日から平成二十年一月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年一月二十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐藤長新宮店・薬王堂五所川原店

五所川原市字幾世森一七一の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社佐藤長

代表取締役 佐藤浩三

弘前市大字松森町九三

2 株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び五所川原市役所

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPERデンコードー八戸本店

八戸市石堂二丁目一〇の八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
有限会社紺屋

八戸市石堂二丁目二の二五

代表取締役 田名部紀子

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ青森中央店

青森市東大野二丁目一の一三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュおおわに店

南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び大鰐町役場

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大鰐町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース下長店

八戸市下長四丁目の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂八戸向店

八戸市田向土地区画整理事業地内三二街区三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役 西郷辰弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年九月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ弘前堅田店

弘前市大字宮川一丁目二の一三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜フアーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年九月二十五日から同年十月二十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、原則土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十五日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	小笠原義一	青森市原別八丁目五の二四	平成 一九・四・二就任
"	鹿内 武安	" " 一丁目三の八	"
"	森山 武二	" " 六丁目七の三〇	"
"	小笠原徳栄	大字泉野字野脇二五の一	"

監事	星野 美次	字内野二四の六	一九四〇退任
監事	東 石五郎	原別二丁目八の二〇	"
監事	小笠原武俊	" 二丁目六の二五	"
監事	小笠原義一	原別八丁目五の二四	"
理事	星野 美次	" 二四の六	"
理事	鹿内 武安	原別二丁目三の八	"
理事	森山 武二	" 六丁目七の三〇	"
理事	小笠原徳栄	大字泉野字野脇二五の一	"
理事	白取 留次	原別六丁目八の一五	"
理事	鹿内 悠喜	大字八幡林字熊谷八〇の二	"

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	清川 喜一	八戸市大字尻内町字馬場四の一五	平成一九・八・二〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、福地土地改良区の定款の変更を平成十九年八月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年九月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了日
十八年災農地災害復旧事業	八戸市	平成一九・五・二五
"	"	"
十八年災農用施設災害復旧事業	"	一九・五・一六
"	"	"
"	"	一九・五・三〇

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年九月二十五日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了日
土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了日

五八二二	五八二	五八一八	五八一七	五八一六	五八一五	五八一三	五八一二	五八一	五八一	五八八	五八七	五八六	五八四	五八三	五八二	五八一	十八年災農地災害復旧事業
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三戸町
一九五九	〃	一九五二五	一九五七	一九五〇	一九五二四	一九五二五	一九五二〇	〃	一九五二五	一九五二四	〃	〃	一九五二五	一九五七	一九五九	一九五二五	平成一九五二五

五八一九	五八一八	五八一七	五八一六	五八一五	五八一四	五八一三	五八一二	五八一	五八一	五八三	五八三	五八二九	五八二八	五八二五	五八二四	五八二三	五八二二	十八年災農業用施設災害復旧事業
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一九五二〇	一九五七	〃	〃	〃	〃	一九五二〇	一九五九	〃	一九五二五	一九五二四	〃	一九五二五	一九五九	一九五二五	一九五二五	一九五二〇	〃

"
五八一
"
"

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十五日

青森県公安委員会委員長 橋本 八右衛門

青森県公安委員会規則第十六号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
別表第二十和田警察署の項中

を
地 十和田市大字奥瀬字十和田四百八十六番

十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四百八十六番地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の規定は、平成十九年八月二十七日から適用する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目一番七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭